

基盤教育群教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程

平成30年8月29日

規程第170号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学基盤教育群運営等規程第4条第1項第3号の規定により、教育研究に関する重要な事項で、基盤教育群教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを規定する。

(事項)

第2条 基盤教育群教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを以下のとおりとする。

- 一 教員の採用計画に関すること。
- 二 教員の採用等に係る教育研究業績等の審査に関すること。
- 三 中期目標、中期計画及び年度計画のうち教育研究に関すること。
- 四 教育研究活動の自己点検、評価及び改善に関すること。

附 則 (H30.8.29 第139回理事会)

この規程は、平成30年8月29日から施行する。